

令和4年7月1日

新潟東港地域水道用水供給企業団

各 位

最低制限価格等の調整について

国において、令和4年度より低入札価格調査基準を見直すこととしていることから、当企業団においても、建設工事の最低制限価格等の設定方法について、下記のとおり調整しますのでお知らせします。

記

1 最低制限価格について

- ・引き続き、国の低入札価格調査基準の水準以上となるよう、設定方法を調整します。
- ・設定単位は、現行どおりです。なお、平成27年4月1日付けでお知らせした設定方法については、変更ありません。
- ・対象工事は、最低制限価格を設定する全ての案件です。

2 変更時期

- ・令和4年7月1日以降の入札公告及び指名通知分から適用します。

※新潟東港地域水道用水供給企業団における最低制限価格の設定方法については、非公表です。